

第47回 定時株主総会招集ご通知

2022年3月23日 (水曜日) 午前10時 (開場午前9時)

東京都港区港南二丁目17番1号 京王品川ビル 場所 当社本社3階ホール

剰余金処分の件 議案 第1号議案

> 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬

の額および内容決定の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面または電磁的方法 (インターネット等) により事前の議決権行使をいただき、株主総 会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。 なお、株主の皆様には、株主総会の模様をライブ配信させていただ きますので、ご利用ください。

パソコン・スマートフォン・タブレット端末から 主要なコンテンツをご覧いただけます。 https://sokai.jp/4812/



書面またはインターネットによる議決権行使期限 2022年3月22日 (火曜日) 午後5時30分まで

株式会社 電通国際情報サービス

証券コード:4812

ISIDグループの企業理念

_____ ミッション _____

誠実を旨とし、テクノロジーの可能性を切り拓く挑戦者として、

顧客、生活者、社会の進化と共存に寄与する。

_____ ビジョン ____

HUMANOLOGY for the future

人とテクノロジーで、その先をつくる。

人を見つめ、社会の行く先をとらえ、テクノロジーの可能性を拡げる。 人とテクノロジーが響きあえば、未来はもっと良くできる。

______ 行動指針 _____

AHEAD

先駆けとなる

	Agile	Hum	or	Explore	Ambitious	Dialogue	
	まずやってみる	人間魅力で	超える	切り拓く	夢を持つ	互いに語り尽くす	
目次 ——							
第47回定時	株主総会招集ご通知	2	事業	報告	23	計算書類	55
株主総会参考	書類	5	連結	計算書類	53	監査報告書	57

株主各位

東京都港区港南二丁目17番1号 株式会社 電通国際情報サービス 代表取締役社長 名 和 亮 一

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り、書面または電磁的方法 (インターネット等) により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月22日(火曜日)午後5時30分までに、3頁および4頁のご案内に従って議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会当日は、インターネット上でのライブ配信を実施いたしますので、ご視聴をご 検討いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時	2022年3月23日(水曜日)午前10時 (開場 午前9時)
2. 場 所	東京都港区港南二丁目17番1号 京王品川ビル 当社本社3階ホール
3. 目的事項	報告事項1. 第47期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件2. 第47期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 計算書類報告の件決議事項第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および 内容決定の件

以上

- ●以下の書類または事項については、法令および当社定款の規定に基づき、末尾の当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ・事業報告の「2.(5)業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、本株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、末尾の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。

●本株主総会にご出席の株主様への<u>お土産の配付はございません</u>。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。 当社ウェブサイト https://www.isid.co.jp/ir/stocks/soukai.html

ライブ配信についてのご案内

本株主総会の模様をライブ配信いたします。詳細は、同封の「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応およびライブ配信について」をご覧ください。



本株主総会 ライブ配信

配信日時 2022年 3月23日 (水曜日) 午前10時から株主総会終了まで

議決権の事前行使についてのご案内

5 頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

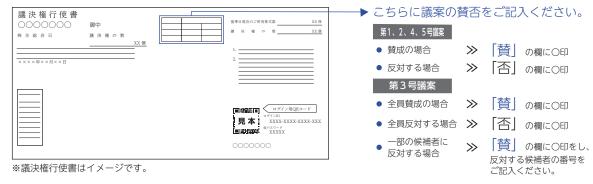


書面で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年 3月22日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで

(議決権行使書用紙のご記入方法のご案内)



●書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットで議決権を行使される場合

下記の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月22日 (火曜日) 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載の QRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

 以降は、画面の案内に 従って賛否を ご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQR コードを用いずに議決権を行使 する場合は、右の「ログイン ID・仮パスワードを入力する方 法」をご確認ください。



議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/



- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された 「ログインID・仮パスワード」を入力し クリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

○ 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- ●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主様のご負担となります。
- ●機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

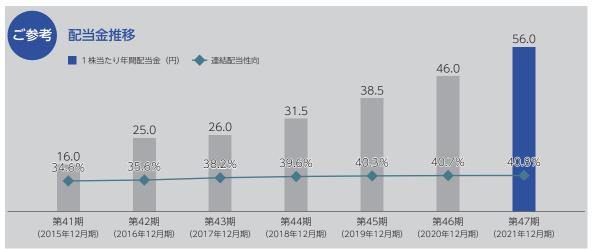
当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当を継続することを配当に関する基本方針に掲げるとともに、連結配当性向の目安を40%以上としております。

この方針に基づき、当期末の配当金の予想を1株につき26円としておりましたが、予想より4円 増配し、1株につき30円といたしたいと存じます。

すでに実施済みの中間配当金1株につき26円とあわせまして、年間配当金は1株につき56円、連結配当性向は40.8%となります。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社株式1株につき金30円 総額1,954,934,880円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2022年3月24日



(注) 当社は2021年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しました。 このため、第41期から第46期の「1株当たり年間配当金」は当該株式分割が第41期の期首時点で行われたと仮定 して算定しております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規 定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとお り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる 旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定 するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要とな るため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<新設>	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面 交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。
<新設>	(附則) 1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役6名選任の件

当社の取締役会は、現在、社外取締役2名を含む取締役6名での構成となっておりますが、これら取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者3名はいずれも、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、各氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

候補者番号		候 補 者	氏 名	性別 (年齢)	現在の当社における地位 および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況
1	名和	りょういち	再任	男性 (満64歳)	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者兼最高執行責任者	4年	13回/13回 (100%)
2	こばゃし 小林	_{あきら} 明	再任	男性 (満63歳)	取締役専務執行役員	11年 9ヶ月	10回/10回 (100%)
3	いちじょう 一 條	かずぉれ生	再任 社外 独立	男性 (満63歳)	取締役	6年 9ヶ月	11回/13回 (85%)
4	むらゃま	由香里	再任 社外 独立	女性 (満49歳)	取締役	6年	13回/13回 (100%)
5	たかおか	美緒	新任 社外 独立	女性 (満42歳)	_	_	_
6	で野	************ 傑	新任 非執行	男性 (満52歳)	_	_	_

- (注) 1. 社外 は社外取締役候補者、独立 は独立役員候補者をそれぞれ示しております。
 - 2. 小林明氏の取締役在任期間は、過去における取締役在任期間の合計を記載しております。
 - 3. 小林明氏は、前年の定時株主総会(2021年3月24日開催)において新たに選任されましたので、取締役会への出席回数が異なります。

再任

生 年 月 日 1957年10月24日生 (満64歳)

所有する当社の株式数 19.120株 取締役在任期間 4年

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1981年 当社入社 4月 2011年 4月 同 執行役員 2017年 1月 同 上席執行役員 2018年 3月 同 取締役

同 常務執行役員

2019年 1月 同 代表取締役社長 社長執行役員<現任>

最高経営責任者兼最高執行責任者<現任>

取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業業務に携わり、米国現地法人出 向、基幹系システムを提供する事業部の責任者補佐、 米国GEグループ会社との合弁会社の代表取締役社長を 務める等、豊富な業務経験、経営経験を有しておりま す。また、2019年1月からは代表取締役社長、最高経 営責任者兼最高執行責任者として、取締役会議長を務 めるとともに、強固なリーダーシップのもと、前中期 経営計画を推進しました。引き続き当社グループの経 営全般を統括する役割を適切に果たせると判断し、取 締役候補者としました。



2 八林





生 年 月 日 1959年2月28日生(満63歳) 所有する当社の株式数 21,200株 取締役在任期間 11年9ヶ月 取締役会への出席状況 10回/10回 (100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年 4月 当社入社

2005年 4月 同 執行役員

2009年 6月 同 取締役

2010年 4月 同 常務執行役員 金融ソリューションセグメント長

2020年 同 事業統括補佐、Xイノベーション本部担当 1月

経営企画室、事業統括推進室担当補佐

2020年 3月 同 取締役退任

専務執行役員<現任>

2021年 1月 同 コーポレート統括補佐

経営企画室担当

コーポレート本部担当<現任>

3月 同 取締役<現任> 2021年

コーポレート統括<現任>

2022年 1月 同 社長補佐<現任>

経営企画本部担当<現任>

取締役候補者とした理由

入社以来、主にシステム開発等の技術関連業務に携わ り、金融ソリューションセグメントの責任者を務める とともに、現在は社長補佐およびコーポレート統括を 務める等、豊富な業務経験を有しております。また、 取締役として当社の経営に長年携わり、経営にかかわ る重要事項の意思決定および業務執行の監督等の役割 を適切に果たすとともに、2030年に当社が目指す姿を まとめた長期経営ビジョンおよび新中期経営計画の策 定を主導しました。これらによって培われた高い見識 と豊富な経験をもとに、引き続き当社の企業価値向上 に貢献できると判断し、取締役候補者としました。

和牛





所有する当社の株式数 取締役在任期間

生 年 月 日 1958年10月13日生(満63歳) 0株

6年9ヶ月

取締役会への出席状況 11回/13回 (85%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

一橋大学社会学部助教授 1993年 10月

2001年 4月 同 大学院社会学研究科教授、国際企業戦略研究科教授

2001年 当社社外監查役 6月

株式会社シマノ社外取締役<現任> 2005年 3月

2007年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

4月 2014年 同 大学院国際企業戦略研究科研究科長

2015年 6月 当社社外取締役<現任>

2017年 6月 ぴあ株式会社社外取締役<現任>

2018年 1月 株式会社ワールド社外取締役<現任>

2018年 4月 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻

専攻長 教授<現仟>(2022年3月退仟予定)

2022年 4月 IMD (国際経営開発研究所) 教授<就任予定>

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

企業戦略、イノベーションおよびコーポレートガバナ ンス研究の専門家としての知識、経験に加えて、当社 以外の上場企業の社外役員の経験も豊富に有しており ます。また、2017年8月からは当社が任意で設置した 指名・報酬委員会の委員として、2019年1月からは委 員長として、取締役の指名・報酬に関する客観性・透 明性の確保にも多大な貢献をされています。引き続き 当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、 独立した立場から業務執行に対する監督機能を発揮い ただくことを期待し、社外取締役候補者としました。











所有する当社の株式数 取締役在任期間

年 月 日 1972年8月4日生 (満49歳) 0株

6年

取締役会への出席状況 13回/13回(100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

2000年 4月 弁護士登録

ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)

(IFI 坂井秀行法律事務所) 弁護士

2010年 金融庁監督局(金融会社室および信用機構対応室)出向 1月

2012年 4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)へ帰任 同 事務所カウンセル

2013年 1月 同 事務所パートナー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー<現任> 2015年 4月

2015年 6月 当社社外監査役

2016年 3月 同 社外取締役<現任>

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士としての専門的な知見と企業法務に関する豊富 な実務経験、また、金融庁監督局への出向による金融 監督行政等の実務経験を有しております。また、2017 年8月からは当社が任意で設置した指名・報酬委員会の 委員として、取締役の指名・報酬に関する客観性・透 明性の確保にも多大な貢献をされています。引き続き 当社経営に対する有用な提言等をいただくとともに、 独立した立場から業務執行に対する監督機能を発揮い ただくことを期待し、社外取締役候補者としました。











生 年 月 日 1979年5月3日生(満42歳) 所有する当社の株式数 0株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1999年 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社

2002年 モルガン・スタンレー証券株式会社(現モルガ 7月

ン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社

リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 2006年 4月

2009年 マネックスグループ株式会社入社 1月

2014年 同 執行役員 新事業企画室長 1月

2014年 4月 マネックスベンチャーズ株式会社取締役

2017年 株式会社メディカルノート入社 9月

Arbor Ventures/\(\frac{1}{2} - \begin{array}{c} - \

2018年 3**用** 株式会社メディカルノート取締役CFO

2020年 12月 株式会社ヤプテーニ・ホールディングス社外取締役<現仟>

2021年 3月 株式会社カヤック社外取締役<現任> 2021年 DNX Venturesパートナー<現仟> 4月 2021年 12月 HENNGE株式会社社外取締役<現任>

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

複数の国内外の金融機関において、M&A案件や戦略投 資、ジョイントベンチャーの立ち上げ等に携わり、財 務・資本政策に関する高い知見と豊富な実務経験を有 しております。また、その他の事業会社においては、 取締役として管理部門を管掌し、業績および企業価値 の向上に貢献したほか、当社以外の上場企業の社外役 員の経験も有しております。それらをもとに、当社経 営に対する有用な提言等をいただくとともに、独立し た立場から業務執行に対する監督機能を発揮いただく ことを期待し、社外取締役候補者としました。









生 年 月 日 1970年3月3日生(満52歳) 所有する当社の株式数 0株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1992年 4月 株式会社電通入社

2012年 同営業局営業部長 1月

2015年 4月 同 営業局局次長 2016年 1月 同営業局局長補

2017年 1月 同 営業局長

同 ビジネスプロデュース局長 2018年 1月

2021年 1月 同 執行役員<現任>

株式会社電通テック取締役

株式会社電通ライブ取締役

2021年 3月 株式会社電通 トランスフォーメーション・プロ

デュース局MD

株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク 2022年 1月

執行役員<現任>

株式会社電通コンサルティング取締役<現任>

取締役候補者とした理由

1992年に株式会社電诵に入社後、主に同社の営業局で の営業業務に携わり、2021年1月からは同社の執行役 員を務めております。また、直近では同社において顧 客部門ならびにグローバルビジネスの管掌役員やコン サルティング領域の電通グループ会社の役員を務める とともに、現在は電通ジャパンネットワークの執行役 量として顧客のビジネス変革やDXを支援する領域の責 仟者を務めており、豊富な業務経験、経営経験を有し ております。それらをもとに、当社経営に対する有用 な提言等をいただくとともに、電通グループとの更な る協業推進への貢献を期待し、取締役候補者としまし た。

- (注) 1. 各候補者の年齢および取締役在任期間は、本総会終結時のものです。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 事業統括は、当社およびグループにおける事業活動全般に関する事項を統括いたします。
 - 4. コーポレート統括は、当社およびグループにおけるコーポレート部門に関する事項を統括いたします。
 - 5. 一條和生氏および村山由香里氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「社外取締役候補者とした理由および期待される役割」に記載の理由から、それぞれ社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - 6. 佐野傑氏の「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」には、当社の親会社である株式会社電通グループおよびその子会社における、現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
 - 7. 電通ジャパンネットワークは、電通グループの国内事業を統括・支援する株式会社電通グループの社内カンパニーです。
 - 8. 当社は一條和生氏および村山由香里氏の各氏との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第1項に定める 最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、ま た、高岡美緒氏および佐野傑氏が選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
 - 9. 当社は、当社取締役を被保険者として、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は、2022年4月に更新する予定です。

【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②補填の対象となる保険事故の概要 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係 る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であること を認識して行った行為の場合等一定の免責事中があります。

ご参考

●業務執行取締役候補者の選任基準

- (1) 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図る観点から判断できること
- (2) 当社グループの業務に関し専門知識を有すること
- (3) 構想力、決断力およびリーダーシップに優れていること
- (4) 取締役としてふさわしい品位・品格、識見、人望および倫理観を有すること

●社外取締役候補者の選任基準

- (1)経営、法律、財務・会計、情報技術、コーポレートガバナンス、リスク管理等の分野における豊富な経験または専門的な知識を有すること
- (2) 経営課題やリスクを把握する能力、モニタリング能力等に優れていること
- (3) 中立的な立場から、自らの意見を積極的に具申できること
- (4) 取締役または監査役としてふさわしい品位・品格、識見、人望および倫理観を有すること
- (5) 当会社の最高経営責任者 (CEO) 等からの独立性を保つことができること

●社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役(候補者を含む)が、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たすことに加え、以下の(1)から(3)のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の大株主 (直接・間接に10%以上の議決権を保有する者) またはその業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える取引先(※)の業務執行者
- (3) 当社より、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、役員報酬以外に1事業年度当たり 1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法 律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者 をいう。)

※当社の定める基準を超える取引先とは、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、当社との取引が当社連結売上高の2%に相当する金額を超える取引先をいう。

ご参考

●取締役候補者および監査役の専門性・経験(スキル・マトリックス)

					専門性・経験					
役	:軄	E	氏名	企業経営	法務・人事・ リスク管理	財務・会計	営業・ マーケティング	テクノロジー	国際的経験	
	業務執	名和	亮一	•			•	•	•	
	執行	小林	明	•	•	•	•	•		
取締		一條	和生	•					•	
取締役	非業	村山	由香里		•					
	非業務執行	髙岡	美緒	•		•	•		•	
		佐野	傑	•			•	•	•	
		梅沢	幸之助	•	•	•		•		
雪 名	盖重安	関口	厚裕	•	•		•	•		
		笹村	正彦			•				

[専門性・経験の詳細]

企業経営 企業経営、経営戦略 など

法務・人事・リスク管理 法務、知財、HR、リスク管理 など

財務・会計

財務、会計、M&A など

営業・マーケティング 顧客し

顧客リレーション、取引先リレーション、当社の製品/商品/ソリューションに関する営業・マーケティ

ング面の経験/知見 など

テクノロジー IT、IT実装、DX、当社の製品/商品/ソリューションに関する技術面の経験/知見 など

国際的経験 海外駐在経験、国際機関/海外法人(研究機関/事業体等)での経験、グローバルビジネス経験 など

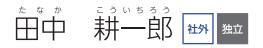
第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役については、法令に定める監査役の員数を欠いたことを就任の条件として、その任期 は前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、次期定時株主総会の開始の時までといた します。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。



生 年 月 日 1965年7月6日生(満56歳) 所有する当社の株式数 0株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1987年 10月 サンワ・等松青木監査法人

(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

1991年 3月 公認会計士登録

1998年 8月 米国デロイト・トウシュ・トーマツ大連駐在事務所駐在 同 事務所常駐代表 (事務所長)

2002年 9月 デロイト・トウシュ・トーマツ中国深圳事務所駐在 同 事務所日系業務部華南統括ディレクター

2003年 6月 同 事務所パートナー

2003年 9月 監査法人トーマツ東京事務所監査部門に帰任

2003年 12月 監査法人トーマツ コーポレートファイナンス部 パートナー

2005年 5月 税理士登録

2014年 7月 田中総合会計事務所設立、所長<現任>

2017年 3月 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役<現任>

2018年 6月 一般財団法人日本自動車研究所監事<現任>

2020年 6月 株式会社有沢製作所社外監査役<現任>

補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士、税理士としての財務および会計に関する 相当程度の知見と、大手監査法人における豊富な業務 経験および海外駐在経験を、当社の監査に活かしてい ただけると判断し、補欠社外監査役候補者としまし た。

- (注) 1. 候補者の年齢は、本総会終結時のものです。
 - 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 田中耕一郎氏は、補欠社外監査役候補者であります。
 - 4. 田中耕一郎氏が当社の監査役に就任する場合、当社は同氏との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 5. 田中耕一郎氏は、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。同氏が当社の監査役に就任する場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
 - 6. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、田中耕一郎氏が当社の監査役に就任する場合、被保険者となります。なお、当該保険契約は、2022年4月に更新する予定です。 【保険契約の内容の概要】
 - ①被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ②補填の対象となる保険事故の概要 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係 る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であること を認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第5号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役(非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下「業務執行取締役」という。)および執行役員(フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。 業務執行取締役と併せて以下「取締役等」という。)を対象に、当社の中期経営計画の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入をお願いするものであります。

本制度は、2014年6月24日開催の第39回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の年額報酬の限度額(年額400百万円以内。取締役賞与の額を含み、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

当社は、本議案が可決されることを条件として2022年2月9日開催の取締役会において当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しており、その概要は本株主総会の招集ご通知45頁~47頁に記載のとおりです。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。また、下記2.(3)のとおり、対象期間(下記2.(2)に定義される。)に取締役等に付与するポイントの上限は、19万5,000ポイント(19万5,000株相当)であり、当社発行済株式総数(2021年12月31日現在、自己株式控除後)に対する割合は約0.3%以下であります。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。

本制度の対象となる当社の業務執行取締役の員数は、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており(本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる業務執行取締役を兼務しない執行役員は15名の予定)、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

これにより、当社の取締役等の報酬は、役位別に定める「月次報酬(固定報酬)」ならびに連結業績に連動する「年次賞与」および「業績連動型株式報酬」の3つにより構成されることになります。

なお、当社は、親会社からの独立性を十分に確保し、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を 担保するため、親会社からの独立性を有する独立社外取締役が構成員の半数以上を占める指名・報酬 委員会を設置しており、本制度の導入については、指名・報酬委員会の審議を経ております。

2. 本制度における報酬の額・株式数の上限等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付および給付(以下「交付等」という。)を行う株式報酬制度です。詳細は下記(2)以降のとおりです。

- ① 本議案の対象となる当社 株式等の交付等の対象者
- ・当社の業務執行取締役(国内非居住者を除く。)
- ・当社の執行役員(フェローを含み、受入出向者および国内非居住者を除く。)
- ② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり。)

当社が拠出する金員の上限 ・3事業年度を対象として合計6億円

取締役等に交付等が行われる 当社株式等の数の上限および 当社株式の取得方法(下記(2) および(3)のとおり。)

- ・3事業年度を対象として信託期間中に取締役等に付与する株式交付ポイント(下記(4)に定義する。)の上限は19万5,000ポイント(19万5,000株相当)
- ・当社発行済株式総数(2021年12月31日現在、自己株式控除後)に対する割合は約0.3%
- ・本信託は、当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化 は生じない
- ③ 業績達成条件の内容(下記(3)のとおり。)
- ・対象期間の中期経営計画等の目標達成度等に応じて変動
- ・2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については、最終事業年度の連結売上高、連結営業利益および連結ROEの目標達成度に応じて、月次報酬の0~12か月分相当の範囲で変動(1事業年度あたり0~4か月分相当)
- ・2025年12月31日で終了する事業年度以降に開始する対象期間の 業績達成条件の内容については、取締役会において別途決定予定
- ④ 取締役等に対する当社株 式等の交付等の時期等 (下記(4)のとおり。)
- ・原則として、対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度(以下「対象期間」という。)とします。なお、最初の対象期間は2022年12月31日で終了する事業年度から2024年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

本制度の対象期間中、当社は取締役等の報酬として、対象期間毎に上限額を6億円として信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として株式市場または当社から株式を取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント(下記(3)のとおり。)を付与し、本信託は、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た金員の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位別月次報酬額を基礎として計算されるポイント(以下「基準ポイント」という。)が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期(最初の対象期間については2025年3月頃を予定。)に、信託期間中に累積した基準ポイント数(以下「累積ポイント数」という。)に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数(以下「株式交付ポイント数」という。)に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間の最終事業年度(最初の対象期間については2024年12月期)の業績目標達成度(※1)に基づき、最初の対象期間においては0~4.0の範囲で定めるものとし、その結果、株式交付ポイント数は概ね月次報酬額の0~12か月分相当の範囲となります(※2)。

※1 2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については、連結売上高、連結営業利益および連結ROEを業績評価指標とする予定です。2025年12月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の中期経営計画を基に別途取締役会において定めます。

※2 業績連動係数は、2024年12月31日で終了する事業年度までの対象期間については0~4.0 の範囲で定めるものとし、業績評価指標に掲げる目標値達成時の業績連動係数は2.4とします。2025年12月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、別途取締役会において定めます。株式交付ポイント数は、3年間の平均では概ね1事業年度あたり0~4か月分相当となります。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数を調整します。

なお、信託期間中に取締役等が退任(死亡した場合を含める。)し、または海外赴任することとなった場合には、当該時点までに累積したポイント数を株式交付ポイント数として、交付等を行う当社株式等を決定します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与される株式交付ポイントの総数の上限は、3事業年度毎に19万5,000ポイント(195,000株相当)といたします。この株式交付ポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

なお、株式交付ポイントの総数の上限の当社発行済株式総数(2021年12月31日現在、自己株式控除後)に対する割合は約0.3%です。

(4) 取締役等に対する株式交付等の時期および方法その他株式の交付条件の概要

取締役会が別途定める受益者要件(対象期間の最終事業年度末日に制度対象者であること、非違行為等がないこと等)を充足した取締役等に対する当社株式等の交付等の時期は、原則として、対象期間終了後(ただし、信託期間中に取締役等が退任した場合は、退任後一定の時期)となります。

受益者要件を充足した取締役等は、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合には、その時点で株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点で算出した株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細につきましては、2022年2月9日付適時開示「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL: https://pdf.irpocket.com/C4812/OMfg/gyMf/b6Ge.pdf)

以上

添付書類

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1)事業の経過および成果

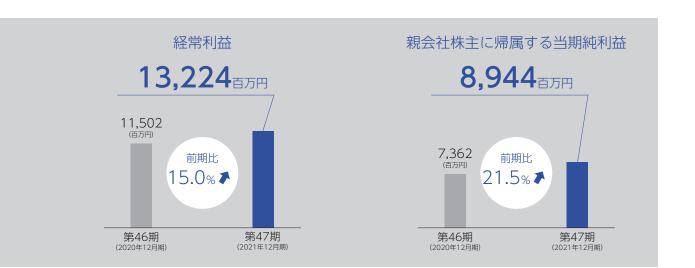
当連結会計年度(2021年1月1日~2021年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大リスクに晒される期間が長く続いたものの、政府による各種施策の効果や海外経済の改善等を背景に、持ち直しの動きが見られました。当社グループを取り巻く事業環境についても、業務プロセスやビジネスの革新にデジタル技術を活用するDX(デジタルトランスフォーメーション)に対する社会や企業の期待は高く、堅調な状況が継続しました。

かかる状況のもと、当社グループは、2019年度からの3ヶ年を対象とした中期経営計画「ISID X(Cross) Innovation 2021」の最終年度として、3点の基本方針である「主力事業の進化」「新規事業の創出」「事業基盤の革新」のもと、既存事業の強化と、テクノロジー、業界、企業などの枠を超えた新しい価値の協創を通して、事業の拡大に取り組んでまいりました。



この結果、当連結会計年度の業績は、売上高112,085百万円(前期比103.1%)、営業利益13,736百万円(同112.7%)、経常利益13,224百万円(同115.0%)、親会社株主に帰属する当期純利益8,944百万円(同121.5%)となりました。売上高および各段階利益のいずれも4期連続で過去最高を更新するとともに、ROEも14.3%と、中期経営計画で定めた2021年12月期の定量目標(連結売上高1,100億円、連結営業利益110億円、連結営業利益率10%、ROE12.5%)をすべて達成しました。

売上高については、複数の大型案件のピークアウトがあったものの、ものづくりやマーケティング領域を対象とするDX支援案件が伸長したこと等により増収となりました。利益につきましても、人員増ならびに業績連動賞与の拡大等に伴い人件費が大幅に増加しましたが、増収効果および売上総利益率の向上により、各段階利益で増益となりました。



■ 報告セグメント別売上高、営業利益および営業の状況

(¥) (¥)

金融ソリューション

売上高構成比 **22.5**%



主要な事業内容 金融機関をはじめ企業における各種金融業務を支援するITソリューションの提供を主たる事業としています。

■ 当連結会計年度は、次世代融資ソリューション 「BANK・R」およびリース&ファイナンス業務管理パッケージ「Lamp」に加え、金融機関のDX支援案件が拡大したことにより、増収増益となりました。 売上高 **25,176**百万円
前期比 5.4% **≯**

営業利益

1,494_{百万円} 前期比 5.9% ♪

(百万円)

(百万円)





売上高構成比 **13.3**%

主要な事業内容 会計・人事を中心に経営管理業務を対象とするITソリューションの提供を主たる事業としています。

■ 当連結会計年度は、エンタープライズIT事業部をコミュニケーションITセグメントへ移管したことに伴い当該事業部の売上高が減少したため、減収減益となりましたが、会計ソリューション「CCH Tagetik」を中心に事業は好調に推移しました。

売上高

14,958百万円 前期比 32.3% ➤

(百万円)

営業利益

2,655百万円 前期比 3.8% ★

(百万円)

22,100 14,958 第46期 第47期 (2020年12月期) (2021年12月期)



製造ソリューション

記上高構成比 **28.6**%



主要な事業内容 製造業の製品開発/製造/販売/保守にわたる製品ライフサイクル全般を対象とするITソリューションの提供を主たる事業としています。

■ 当連結会計年度は、バリューチェーン全体の革新を目指す自動車産業および電気・精密機器産業向けに、コンサルティングサービスから受託システム開発、ソフトウェア製品・商品までを包括的に提供するDX支援案件が拡大し、増収増益となりました。



(2020年12月期)

コミュニケーションIT

売上高構成比 **35.6**%

(2020年12月期) (2021年12月期)



(2021年12月期)

主要な事業内容 マーケティングから基幹業務領域まで企業のバリューチェーンやビジネスプロセスの最適化を支援するITソリューションの提供を主たる事業としています。

■ 当連結会計年度は、複数の大型案件がピークアウトしたものの、電通グループ向けのシステム構築案件およびマーケティング領域を中心とした顧客のDX支援案件の増加に加え、ビジネスソリューションセグメントからエンタープライズIT事業部を移管・統合したことにより、増収増益となりました。



⁽注)第47期(2021年12月期)より、基幹システムの構築・導入事業を展開する「エンタープライズIT事業部」をビジネスソリューションセグメントからコミュニケーションITセグメントに移管し、マーケティング領域から基幹業務までを統合的に支援する体制を確立しました。第46期(2020年12月期)および第47期(2021年12月期)の報告セグメントを、それぞれの比較対象となる期間と同条件で作成することは実務上困難なため、当該情報については開示を行っておりません。

(2) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループの経営の基本方針は、「誠実を旨とし、テクノロジーの可能性を切り拓く挑戦者として、顧客、生活者、社会の進化と共存に寄与する。」と定義した企業理念(ミッション)の実現に向け、事業活動を推進することです。企業理念はさらに、ビジョンとして当社グループが向かうべき方向を、行動指針として当社グループが大切にすべき価値観をそれぞれ定めており、社員の日々の行動が企業理念全体の実現に繋がるよう、目標と戦略を経営計画に落とし込むとともに、社員への浸透活動を積極的に実施しております。

② 事業環境認識と中長期的な会社の経営戦略

変化が激しく将来が予測しづらい時代ではあるものの、コロナ禍が加速させたニューノーマル社会への変化、サステナブルな社会の実現に向けた意識や責任の変化、国内の人口減少に伴う労働環境の変化、テクノロジーのさらなる進化は、今後のメガトレンドであると認識しています。

これらの変化の中で、社会や企業は、持続可能性と成長性の両立にこれまで以上にテクノロジーの活用を目指しており、この領域が当社グループにとって大きな成長機会になると捉えています。さまざまなステークホルダーと連携し、進化・細分化する多様なテクノロジーの活用を的確に実践することができる存在に、社会や企業の期待がさらに高まると予想しています。

当社グループはこれまで、3ヶ年ごとに中期経営計画を策定・推進してきましたが、変化の激しい時代においても持続的な成長を実現するためには、長期の視点をグループで共有することが必須との認識から、2030年に向けた長期経営ビジョン「Vision 2030」の策定に至りました。

長期経営ビジョン「Vision 2030」

1. Vision 2030ステートメント

ISIDグループは、社会と企業の変革を実現する存在"X Innovator"を目指し、自己変革していく

2. 2030年のありたき姿

当社グループの2030年のありたき姿は、企業理念を体現する高付加価値企業として、社会、企業、生活者からの期待に応える存在になることです。そのためには、1985年に自ら標榜した"システムインテグレータ"の枠から脱却し、人とテクノロジーの多様性を備えた、社会や企業の変革を実現する存在へと自己変革していく必要があると認識しています。このありたき姿を当社グループは、「"X Innovator" ~X Innovationの実践を通して社会と企業の変革を実現する存在~」と定義します。"システムインテグレータ"から"X Innovator"への自己変革により成長性を高め、2030年には、社会や企業の変革を実現するに相応しい多様な人材、多彩なテクノロジー、多種のソリューションを持つ集団として、売上高3,000億円規模の企業になることを目指します。

3. 2030年に向けた活動方針

ありたき姿の実現に向けて、4つの自己変革を推進します。

事業領域の拡張 (拓くチカラ)	事業領域を、企業の個別業務課題を解決するビジネスから、企業全体の課題解 決や社会の変革を支援するビジネスへと、拡張を図ります。
新しい能力の獲得 (創るチカラ)	テクノロジー実装の強みをさらに高めるとともに、社会や企業変革を導くため に必要となる様々なケーパビリティを新たな強みとして獲得します。
収益モデルの革新 (稼ぐチカラ)	ソリューションの拡充・強化に加え、新たなデリバリーモデルの構築等を通し て、収益モデルの多様化と収益性の向上を図ります。
経営基盤の刷新 (支えるチカラ)	自己変革のスピードを加速させるため、また、将来の環境変化に柔軟に適応する能力を獲得するため、経営の基盤を刷新します。

4. 2030年までのステップ

2022年から2030年までの9年間を、3ヶ年ごと3回にわけて中期経営計画を立案し、推進していく予定です。各期間の基本的な位置づけは以下のとおりとなります。

① 2022-2024年	成長を加速させつつ、将来に向けた布石として、当社グループの新しい基盤を 構築していく期間とします。
② 2025-2027年	2025年に当社グループは創立50周年を迎えます。新しい当社グループとして、オーガニック・インオーガニック両面で従来以上の積極的なチャレンジを行い、さらに高い成長を目指す期間とします。
③ 2028-2030年	ありたき姿の実現に向けて、積極的なチャレンジを継続するとともに、2030年以降を見据えた新しい長期経営ビジョンを検討する期間とします。

③ 対処すべき課題と対策

当社グループは、長期経営ビジョン「Vision 2030」のもと、3回を予定している中期経営計画の第1回目の位置づけとなる中期経営計画「ISID X Innovation 2024」において、対処すべき課題と対策を、基本方針および重点施策に取りまとめています。詳細は以下のとおりです。

中期経営計画「ISID X Innovation 2024」

1. 基本方針

X Innovationの深化により成長を加速させつつ、 2030年のありたき姿を見据え、ISIDグループの新しい基盤を構築していく

2. 重点施策

Vision 2030で定義した4つの自己変革に、合計10の重点施策をもって取り組みます。

A. 事業領域の拡張(拓くチカラ)

当社グループは企業の事業活動を、モノやサービスなどの価値を創り出す活動(価値創出)と、ブランディングやマーケティングなどを通じて価値を訴求し提供する活動(価値提供)の2面で捉えており、それぞれの領域で当社グループならではの競争優位性を確立し、事業の拡大を目指します。

- ① 価値創出の領域は、当社グループが従来から強みを持つコアの事業領域です。既存4セグメント間の戦略的な人員配置と連携等により、前中期経営計画に続く継続的な成長を目指します。
- ② 価値提供の領域は、電通グループとしての強みを生かして拡大してきた事業領域です。この領域では、各部門のマーケティング関連ビジネスに関わる人材を集約し、全社横断で推進する体制を整え、「顧客接点改革事業」として確立させ、より高い成長を目指します。
- ③ 価値創出および価値提供の両領域における、当社グループと電通グループの強みを掛け合わせ、新たに企業全体の変革と事業成長を支援する「企業変革支援事業」、ならびに社会の変革を支援する「社会変革支援事業」を立ち上げ、将来のコア事業とすべく全社横断で推進します。

B. 新しい能力の獲得(創るチカラ)

- ④ 喫緊の課題である人員不足の解消に向けて、採用方法を見直し、人員数の拡大ペースを高めるとともに、多様な外部調達を推進します。
- ⑤ 企業変革支援の事業確立に向けて、事業やサービスの構想力、デザイン力、ビジネスプロデュース力を高めるべく、コンサルティングのケーパビリティを強化・獲得します。
- ⑥ 先端テクノロジー人材の集約をさらに進め、全社横断で、テクノロジー実装における競争優位性を高めます。

C. 収益モデルの革新(稼ぐチカラ)

- ⑦ ソフトウェア製品・商品のラインアップ拡充および機能強化を推進します。
- ⑧ サブスクリプション型、SaaS型、レベニューシェア型ビジネスの強化、BPOビジネスの強化、パートナー協創モデルの拡大等、ビジネスモデルの多様化を推進します。

D. 経営基盤の刷新(支えるチカラ)

- ⑨ サステナビリティ方針のもと、サステナブルな社会の実現に貢献する経営を推進します。
- ⑩ 経営管理基盤、人事・教育制度、グループ/組織構造、ブランドの変革等を実施します。

④ 目標とする経営指標

当社グループは、顧客に提供する付加価値の最大化および企業価値の向上を重視しております。中期経営計画においては、「売上高」「営業利益」「営業利益率」「ROE」の4項目を業績指標に掲げるとともに、成長投資と株主還元を重要な経営指標に定めています。

<業績指標>

項目	2024年12月期目標	2021年12月期	年平均成長率
売上高	1,500億円	1,120億円	10.2%
営業利益	180億円	137億円	9.5%
営業利益率	12%	12.3%	-
ROE	15%	14.3%	-

<成長投資>

項目	目標	方針		
人材	2024年末の連結人員数 4,200名超	旺盛なニーズに対応すべく、2021年12月末比約 1,000名の増員を目指します。採用・教育改革に加 え、新しい働き方の構築に取り組みます。		
テクノロジー	3ヶ年累計投資額 170億円	先端テクノロジーの実装力の向上、開発技術の高度化、新製品・サービスの開発等へ、前中期経営計画比約2倍の投資を実行します		
M&A	3ヶ年累計投資額 100億円以上	高い成長目標の実現に向けて、M&Aを積極的に推 進します。		

<株主還元>

当社グループは、2013年12月期以降、事業成長を通して増配を継続し、2019年12月期からは連結配当性向40%以上を維持してまいりました。今後も引き続き、「持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当の継続」を配当の基本方針に、「連結配当性向40%以上」を配当性向の目安として掲げ、株主還元の充実を図ってまいります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は316百万円であり、その主な内容は、オフィス環境整備のための内装工事、通信・電気等設備の取替、備品の更新等であります。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分	第44期 (2018年12月期)	第45期 (2019年12月期)	第46期 (2020年12月期)	第47期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	91,024	100,679	108,679	112,085
営業利益(百万円)	8,239	10,075	12,189	13,736
経常利益(百万円)	8,197	9,648	11,502	13,224
親会社株主に帰属 (百万円) する当期純利益 (百万円)	5,187	6,226	7,362	8,944
1株当たり当期純利益 (円)	79.61	95.55	112.99	137.26
総 資 産(百万円)	80,273	87,305	97,147	108,188
純 資 産(百万円)	50,966	54,882	59,587	65,471
1株当たり純資産額 (円)	781.64	841.85	914.08	1,004.41
営 業 利 益 率 (%)	9.1	10.0	11.2	12.3
自己資本利益率(ROE) (%)	10.5	11.8	12.9	14.3

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。



② 当社の財産および損益の状況

区	分	第44期 (2018年12月期)	第45期 (2019年12月期)	第46期 (2020年12月期)	第47期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上	高 (百万円)	76,343	86,107	92,234	96,535
営 業	利 益(百万円)	5,966	7,392	9,117	10,802
経常	利 益(百万円)	7,777	8,633	10,541	12,735
当 期 純	利益(百万円)	5,278	5,960	6,457	8,565
1株当たり当	期純利益 (円)	81.01	91.46	99.09	131.44
総資	産 (百万円)	72,115	79,887	88,944	99,820
純資	産 (百万円)	45,109	48,826	52,640	57,874
1株当たり約	吨資産額 (円)	692.23	749.28	807.80	888.14

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。









(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社電通グループであり、同社は当社株式を40,259千株(出資比率61.8%) 保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

- a 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 資金取引に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。
- b 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由 親会社との取引についても、一般的取引と同様に、取締役会および経営会議での活発かつ多面 的な議論を経て、経済合理性に基づき決定されております。

また、事業運営に関しては、良好な協業関係を保ちつつ、上場会社としての独立性を確保しており、経営方針・事業計画については、当社が主体的に決定しております。

以上により、取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

c 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等

親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

④ 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイティアイディ	東京都港区	百万円 300	% 100.0	情報サービス業
株式会社ISIDインターテクノロジー	東京都港区	百万円 326	100.0	情報サービス業
株式会社エステック	神奈川県横浜市	百万円 250	100.0	情報サービス業

会 社 名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ISID-AO	東京都港区	百万円 300	% 100.0	情報サービス業
株式会社ISIDアシスト	東京都港区	百万円 10	100.0	当社グループの管理業務
株式会社アイエスアイディ・フェアネス	東京都中央区	百万円 55	90.9	情報サービス業
株式会社ISIDビジネスコンサルティング	東京都港区	百万円 300	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDエンジニアリング	東京都港区	百万円 150	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDブライト	東京都港区	百万円 10	100.0	当社グループのオフィスサービス業務
ISI-Dentsu of Europe, Ltd.	英国	英ポンド 50万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu of America, Inc.	米 国	米ドル 50万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu of Hong Kong, Ltd.	中 国	香港ドル 800万	100.0	情報サービス業
上海電通信息服務有限公司	中 国	米ドル 30万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu South East Asia Pte. Ltd.	シンガポール	シンガポールドル 1,640万	100.0	情報サービス業
ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd.	9 1	タイバーツ 800万	49.0	情報サービス業
PT. ISID Indonesia	インドネシア	インドネシアルピア 624億	100.0	情報サービス業

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 2. 出資比率欄は、当社保有割合および子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。
 3. 当社は、2022年1月1日付で、株式会社ISIDエンジニアリングを吸収合併しております。

⑤ 重要な関連会社の状況

会 社 名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
クウジット株式会社	東京都港区	百万円 219	% 33.3	情報サービス業
Two Pillars GmbH	ドイツ	ユーロ 43,169	39.0	情報サービス業
株式会社マイデータ・インテリジェンス	東京都港区	百万円 499	25.0	情報サービス業
株式会社FAプロダクツ	東京都港区	百万円 87	20.0	スマートファクトリー構築の総合支援
スマートホールディングス株式会社	東京都港区	百万円 847	19.0	スマートグループの経営戦略・経営管理
株式会社FINOLAB	東京都千代田区	百万円 150	49.0	スタートアップ支援サービス
株式会社ACSiON	東京都千代田区	百万円 300	40.0	本人確認プラットフォーム事業
Dentsu Innovation Studio Inc.	米 国	米ドル 250万	49.0	情報サービス業

⁽注) 1. 出資比率欄は、当社保有割合および子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。

^{2.} 株式会社マイデータ・インテリジェンスは、2022年2月24日をもって清算結了いたしました。

(7) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

- ① 業務およびITのコンサルティングサービス
- ② 顧客の個別仕様に基づくシステムの構築および保守
- ③ 自社開発ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービス
- ④ 仕入ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービス
- ⑤ 顧客システムの運用・保守・サポート、データセンター等を活用した情報サービスならび に業務の受託サービス
- ⑥ ハードウェアならびにデータベースやミドルウェア等のソフトウェアの販売および保守

(8) 主要な事業所(2021年12月31日現在)

① 当社

本社 (東京都港区)

関西支社 (大阪府大阪市北区) 中部支社 (愛知県名古屋市中区)

豊田支社 (愛知県豊田市) 広島支社 (広島県広島市南区)

② 子会社および関連会社

前述の(6)重要な親会社および子会社の状況④重要な子会社の状況および⑤重要な関連会社の状況に所在地を記載しております。

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従 業	員 数	前連結会計年	E度末比増減
金融ソリューション	843	(356) 名	70名增	(7名増)
ビジネスソリューション	404	(223)	245名減	(114名減)
製造ソリューション	668	(242)	6名減	(6名減)
コミュニケーションIT	763	(462)	277名増	(103名増)
全社 (共通)	562	(51)	27名増	(5名減)
 合 計	3,240	(1,334)	123名増	(15名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数について記載しております。
 - 2. 臨時従業員(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を() 内に外数で記載しております。
 - 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。
 - 4. 当連結会計年度より、基幹システムの構築・導入事業を展開する「エンタープライズIT事業部」をビジネスソリューションセグメントからコミュニケーションITセグメントに移管しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,697名	64名増	41.0歳	12.3年

⁽注) 従業員数は、就業人員数について記載しております。

(10) 主要な借入先の状況(2021年12月31日現在)

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

196.000.000株

② 発行済株式の総数

65,182,480株

③ 株主数

3,616名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社電通グループ	40,259	61.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,921	6.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,159	4.8
電通国際情報サービス持株会	1,380	2.1
MSIP CLIENT SECURITIES	847	1.3
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	624	1.0
GOVERNMENT OF NORWAY	604	0.9
SMBC日興証券株式会社	601	0.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	449	0.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	336	0.5

⁽注) 持株比率は自己株式(17千株)を控除して計算しております。

⑤ **当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況** 該当する事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2021年1月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式数は98,000,000株、発行済株式の数は32,591,240株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株 予約権の状況

該当する事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況** 該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況(2021年12月31日現在)

		- 100	- 17 47	, ,	
地位	E	E	2	3	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	名	和	亮	_	社長執行役員 最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役	豊	Ш		操	副社長執行役員 事業統括 事業統括推進室担当
取締役	小	林		明	専務執行役員 コーポレート統括 経営企画室、コーポレート本部担当
取締役(社外)	_	條	和	生	ー橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻 専攻長 教授 株式会社シマノ社外取締役 ぴあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役
取締役(社外)	村	Ш	由君	里	弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
取締役	Ш		修	治	株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員 株式会社電通 執行役員 株式会社D2C取締役 株式会社電通デジタル取締役 楽天データマーケティング株式会社取締役 株式会社CARTA HOLDINGS取締役
常勤監査役	梅	沢	幸ス	之助	
常勤監査役(社外)	関		厚	裕	
監査役(社外)	笹	村	IE	彦	公認会計士、税理士 天侖堂株式会社代表取締役 株式会社電通ミュージック・アンド・エンタテインメント社外監査役 株式会社パートナーズ・コンサルティング エグゼクティブ・パートナー パートナーズ綜合税理士法人社員 株式会社エアロネクスト監査役

- (注) 1. 2021年3月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、上原伸夫氏は取締役を任期満了により、中 込洋之介氏および伊瀬禎宣氏は監査役を辞任により退任いたしました。
 - 2. 最高経営責任者、最高執行責任者、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員は執行役員の役位です。
 - 3. 事業統括は、当社およびグループにおける事業活動全般に関する事項を統括いたします。
 - 4. コーポレート統括は、当社およびグループにおけるコーポレート部門に関する事項を統括いたします。
 - 5. 社外取締役である一條和生氏および村山由香里氏は、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員を務めております。なお、一條和生氏は、2019年1月より同委員会の委員長を務めております。
 - 6. 社外取締役である一條和生氏、村山由香里氏および社外監査役である笹村正彦氏は、東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - 7. 社外監査役である笹村正彦氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 8. 電通ジャパンネットワークは、電通グループの国内事業を統括・支援する株式会社電通グループの社内カンパニーです。
 - 9. 取締役である山口修治氏の重要な兼職の異動状況は、次のとおりであります。電通アイソバー株式会社代表取締役社長執行役員(2021年6月30日退任)

株式会社D2C取締役(2021年12月31日退任)

楽天データマーケティング株式会社取締役(2021年12月31日退任)

10. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)または監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と取締役一條和生氏、村山由香里氏、山口修治氏、監査役梅沢幸之助氏、関口厚裕氏および笹村正彦氏との間で、責任限定契約を締結しております。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任限定契約 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。
- 監査役の責任限定契約

監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。

11. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

② 執行役員の状況 (2021年12月31日現在)

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次のとおりです。

役 位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
専務執行役員	大 金	慎 一	コミュニケーションITセグメント長 兼ビジネスソリューションセグメント長 Xイノベーション本部担当
常務執行役員	岩本	浩 久	製造ソリューションセグメント長 兼製造ソリューション事業部長
常務執行役員	平島	剛」	金融ソリューションセグメント長 兼金融ソリューション事業部長
上席執行役員	菅 沼	重 行	事業統括補佐
上席執行役員	山 坂	勝己	コミュニケーションITセグメント長補佐 兼コミュニケーションIT事業部長
上席執行役員	橋 田	裕之	ビジネスソリューションセグメント長補佐 兼HCM事業部長
上席執行役員	Ш	昌浩	コーポレート本部長 株式会社ISIDアシスト代表取締役社長
上席執行役員	小倉	公	コミュニケーションITセグメント長補佐 兼事業統括補佐
執 行 役 員	海野	慎 一	製造ソリューション事業部 事業部長補佐 兼製造営業統括本部長 兼ソリューション企画推進ユニット長 兼製造営業第1ユニット長 兼製造営業第3ユニット長
執 行 役 員	武田	正利	株式会社ISIDエンジニアリング代表取締役社長
執 行 役 員	幸坂	知 樹	Xイノベーション本部長
執 行 役 員	佐藤	秀樹	金融ソリューション事業部 事業部長補佐 兼事業推進ユニット長
執 行 役 員	林	晃司	グループ経営ソリューション事業部長 兼グループ経営コンサルティングユニット長
執 行 役 員	中村	優一	エンタープライズIT事業部長
執 行 役 員	寺 田	徹 央	コミュニケーションIT事業部 事業部長補佐

⁽注) 専務執行役員、常務執行役員および上席執行役員は執行役員の役位です。

③ 執行役員の状況(2022年1月1日現在)

2022年1月1日付組織機構改革に伴う執行役員の状況は次のとおりです。

役 位		氏	名		担当および重要な兼職の状況
社 長 執 行 役 員 最高経営責任者兼 最高執行責任者	名	和	亮	_	
副社長執行役員	豊	\blacksquare		操	事業統括
専務執行役員	小	林		明	社長補佐 コーポレート統括 経営企画本部、コーポレート本部担当
専務執行役員	大	金	慎	_	事業統括補佐 経営企画本部担当補佐 Xイノベーション本部担当
常務執行役員	岩	本	浩	久	製造ソリューションセグメント、コミュニケーションITセグメント担当 株式会社電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員
常務執行役員	1	島		剛	金融ソリューションセグメント、ビジネスソリューションセグメント担当
常務執行役員	小	倉		公	事業推進室担当 コミュニケーションITセグメント担当補佐
上席執行役員	Ш	坂	勝	己	コミュニケーションIT事業部長
上席執行役員	橋	\blacksquare	裕	之	HCM事業部長
上席執行役員	Ш		昌	浩	コーポレート本部長 株式会社ISIDアシスト代表取締役社長
上席執行役員	林		晃	司	グループ経営ソリューション事業部長
執 行 役 員	海	野	慎	_	製造ソリューション事業部 事業部長補佐 兼製造営業統括本部長
執 行 役 員	幸	坂	知	樹	Xイノベーション本部長
執 行 役 員	佐	藤	秀	樹	金融ソリューション事業部長
執 行 役 員	中	村	優	_	エンタープライズIT事業部長
執 行 役 員	寺	\blacksquare	徹	央	コミュニケーションIT事業部 事業部長補佐
執 行 役 員	酒	井	次	郎	経営企画本部長
執行役員	妹	尾		真	製造ソリューション事業部長 株式会社アイティアイディ代表取締役社長

(注) 2022年3月23日付で専務執行役員である大金慎一氏の担当を、以下のとおり変更する予定です。

事業統括 経営企画本部担当補佐 Xイノベーション本部担当

④ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	員数 (名)	固定報酬 (百万円)	年次賞与(業績連動報酬) (百万円)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役	7	137	29	167
(うち社外取締役)	(2)	(15)	(—)	(15)
監 査 役	5	39	_	39
(うち社外監査役)	(3)	(23)		(23)
合 計	12	176	29	206
(うち社外役員)	(5)	(38)	(—)	(38)

- (注) 1. 上記には、2021年3月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役 1名および辞任により退任した監査役2名を含んでおります。
 - 2. 当社には、使用人兼務取締役はおらず、使用人分給与は支給しておりません。
 - 3. 取締役の報酬等の額は、2014年6月24日開催の第39回定時株主総会において年額400百万円以内(取締役 賞与の額を含む。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。なお、第 39回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役1名)です。
 - 4. 監査役の報酬等の額は、1998年6月25日開催の第23回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、第23回定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)です。
 - 5. 取締役会は代表取締役名和亮一氏に対し、取締役の報酬等の個人別支給額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会で事前に検討を行っております。
 - 6. 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額 当事業年度において、社外役員が、親会社または当社を除く親会社の子会社から、役員として受けた報酬等 の総額は1百万円であります。

●役員報酬制度の概要

2022年2月9日開催の取締役会において、本株主総会の第5号議案をご承認いただくことを条件として新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下「取締役の報酬等の決定方針」という。)を決議いたしました。これにより、当事業年度末における取締役の報酬等の決定方針を一部変更するものとなります。なお、監査役の報酬等の決定方針には変更はございません。

(本株主総会の第5号議案承認後の取締役および監査役の報酬等の決定方針)

・基本的な考え方

(報酬水準について)

報酬水準は、当社の業績、当社役員の担う責任と役割、役員報酬の水準に関する各種のデータ等を勘案し、優秀な人材を確保できる水準とする。

(報酬構成について)

業務執行取締役の報酬は、業績達成に向けた動機付けを考慮し、固定報酬、連結業績に連動する年次賞与および中長期の業績に連動する株式報酬により構成する。

業務執行を行わない取締役および監査役の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすため高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成する。

取締役および監査役の退職慰労金制度は既に廃止しており、今後も退職慰労金は支給しない。 (報酬の決定プロセスについて)

取締役の報酬は、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が構成員の半数以上を占める指名・報酬委員会での事前の検討を行った上で、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の承認に基づき決定する。

監査役の報酬は、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

・取締役の報酬方針

前記の基本的な考え方のもと、取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会決議により定めており、その内容は次のとおりです。

- a. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
 - 当社の取締役の固定報酬は、月次の固定報酬とし、役職位および役割に応じて、現金により支給するものとし、年間では12か月の月次固定報酬を支給する。
- b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社は、業務執行取締役を対象に、業績連動報酬として、現金による年次賞与および中長期の業績に連動する株式報酬を採用する。年次賞与は、連結営業利益(期初計画比および前年実績比)ならびに親会社株主に帰属する当期純利益を指標として、それらの達成度に応じて業務執行取締役の月次固定報酬(内、兼任する執行役員部分)の合計額の0~4か月の範囲を総額とし、毎年、支給時期を含め取締役会で決定する。

株式報酬については、当社が設定した信託を用いて、信託期間中の毎年一定の時期に役位別月次報酬額を基礎として計算されるポイントを付与し、中期経営計画の最終年度の翌年の一定の時期に業績指標の達成度に応じて業績連動係数を決定し、これに中期経営計画期間中の累積ポイント数を乗じて、付与する株式数を算定する。株式報酬の支給は、取締役会で決議する株式交付規程に定める例外に該当する場合を除き、中期経営計画の最終年度の翌年の一定の時期に行うものとする。

- c. 月次固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の割合の決定に関する方針 報酬構成割合は、年次賞与、株式報酬のそれぞれにおいて業績指標の上限値を達成した場合において、概ね、「固定報酬:年次賞与:中長期業績連動株式報酬=65%:17.5%:17.5%」とする。
- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 取締役の報酬(内、月次固定報酬および年次賞与)の個人別支給額は、毎年、取締役会の決議 により委任を受けた代表取締役社長が、取締役会の決議に基づき設置された指名・報酬委員会で の事前検討を経て、決定するものとする。

取締役の報酬(内、株式報酬)については、取締役会で決議する株式交付規程の定めに従い、支給するものとする。

・監査役の報酬方針

監査役の報酬方針の内容は次のとおりです。

業務執行を行わない監査役の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすために高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成するものとする。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

当事業年度末における取締役および監査役の報酬等の決定方針は以下のとおりです。

(当事業年度末における取締役および監査役の報酬等の決定方針)

・基本的な考え方

(報酬水準について)

報酬水準は、当社の業績、当社役員の担う責任と役割、役員報酬の水準に関する各種のデータ等を勘案し、優秀な人材を確保できる水準とする。

(報酬構成について)

業務執行取締役の報酬は、業績達成に向けた動機付けを考慮し、固定報酬と連結業績に連動する年次賞与により構成する。

業務執行を行わない取締役および監査役の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすため高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成する。

取締役および監査役の退職慰労金制度は既に廃止しており、今後も退職慰労金は支給しない。

(報酬の決定プロセスについて)

取締役の報酬は、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が構成員の半数以上を占める指名・報酬委員会での事前の検討を行った上で、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の承認に基づき決定する。

監査役の報酬は、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

・取締役の報酬方針

前記の基本的な考え方のもと、取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会決議により定めており、その内容は次のとおりです。

a. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の固定報酬は、月次の固定報酬とし、役職位および役割に応じて、現金により支給するものとし、年間では12か月の月次固定報酬を支給する。

- b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
 - 当社は、業務執行取締役を対象に、業績連動報酬として、現金による年次賞与を採用する。年次 賞与は、連結営業利益(期初計画比および前年実績比)ならびに親会社株主に帰属する当期純利 益を指標として、それらの達成度に応じて業務執行取締役の月次固定報酬(内、兼任する執行役 員部分)の合計額の0~4か月の範囲を総額とし、毎年、支給時期を含め取締役会で決定する。
- c. 月次固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の割合の決定に関する方針 業績連動報酬の目標値達成時における業務執行取締役の報酬割合は年間報酬の概ね2割程度の水 準とする。
- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 取締役の報酬(月次固定報酬および年次賞与)の個人別支給額は、毎年、取締役会の決議によ り委任を受けた代表取締役社長が、取締役会の決議に基づき設置された指名・報酬委員会での事 前検討を経て、決定するものとする。

なお、当事業年度の取締役の報酬の個人別支給額については、取締役会決議により制定された規程 および上記方針に基づき決定されていることから、取締役会はその内容が上記方針に沿ったもので あると判断しております。

・業績連動報酬

中期経営計画達成に向けた動機づけ等を考慮し、定量目標として掲げた連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を指標として採用しました。指標の実績については、「1.企業集団の現況 (1)事業の経過および成果」をご参照ください。また、業績連動報酬の算定方法については、「取締役の報酬方針」および下表をご参照ください。

指標	評価割合(%)	支給月数の変動幅(か月)
連結営業利益① (対期初計画比)	40	0~1.6
連結営業利益②(対前年実績比)	40	0~1.6
親会社株主に帰属する当期純利益	20	0~0.8
合計	100	0~4

・監査役の報酬方針

監査役の報酬方針の内容は次のとおりです。

業務執行を行わない監査役の報酬は、経営の監督機能を適切に果たすために高い独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成するものとする。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

a 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

<u> </u>	100万人寺の未初刊1日、江戸区長の赤城が加																
地位		氏	名	兼職の内容	兼職する法人等	当社との関係											
			専攻長 教授	一橋大学大学院 経営管理研究科 国際企業戦略専攻	当社は同法人との間に重要な 取引関係はありません。												
取締役	_	條	和生	社外取締役	株式会社シマノ	当社は同社との間に重要な取 引関係はありません。											
				社外取締役	ぴあ株式会社	当社は同社との間に重要な取 引関係はありません。											
						社外取締役	株式会社ワールド	当社は同社との間に重要な取 引関係はありません。									
取締役	村	Ш	由香里	パートナー	アンダーソン・毛利・友 常法律事務所	当社は同法律事務所との間に 重要な取引関係はありません。											
		笹 村 正 層	村正彦	村 正 彦	代表取締役	天侖堂株式会社	当社は同社との間に重要な取 引関係はありません。										
					社外監査役	株式会社電通ミュージッ ク・アンド・エンタテイ ンメント	当社は同社との間に重要な取 引関係はありません。										
監査役	監査役 笹 村				寸 正 彦	村正彦	寸 正 彦	正彦	正彦	正彦	正彦	正彦	正彦	正彦	正彦	エグゼクティ ブ・パートナー	株式会社パートナーズ・ コンサルティング
					社員	パートナーズ綜合税理士 法人	当社は同法人との間に重要な 取引関係はありません。										
					監査役	株式会社エアロネクスト	当社は同社との間に重要な取 引関係はありません。										

b 当事業年度における主な活動状況

III. AL			-		プエレル/ロ
地位		比	名		活動状況
取締役	_	條	和	生	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席しました。企業戦略、イノベーションおよびコーポレートガバナンス研究の専門家としての知識、経験および当社以外の上場企業の社外役員の経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行う等、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	村	Ш	由君	重	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。弁護士としての専門的な知見と企業法務に関する豊富な実務経験、また、金融庁監督局への出向による金融監督行政等の実務経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行う等、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	関		厚	裕	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、適宜質問し、意見を述べております。また、就任後、当事業年度に開催された監査役会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	笹	村	正	彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) 関口厚裕氏の取締役会および監査役会出席回数については、2021年3月24日の監査役就任以降の状況を記載しております。
 - c 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員(業務執行者であるものを除く)と の親族関係

該当事項はありません。

d 社外役員に関する記載内容に対する意見

上記内容に対する社外取締役および社外監査役からの意見は特にありません。

(4) 会計監査人の状況

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署等から収集した情報に基づき、これまでの報酬額の推移、監査に要した時間の実績、報酬単価および日本公認会計士協会で公表する「監査実施状況調査」での同業他社の報酬水準等を確認し、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および当社グループの会計監査人としての適格性等を勘案して、解任または不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社ウェブサイト(https://www.isid.co.jp/ir/stocks/soukai.html)に掲載しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当を継続することを配当に関する基本方針に掲げるとともに、連結配当性向の目安を40%以上としております。

上記方針のもと、当期末の配当金は、2022年1月21日発表のとおり、期初に計画していた1株当たり26円から4円増配し、30円を予定しております。すでに実施済みの中間配当金とあわせ、年間配当金は1株につき56円、連結配当性向は40.8%となる予定です。

次期(2022年12月期)の配当予想につきましては、基本方針に則り、当期より10円増配し、1株当たり年間配当金66円(中間配当金33円、期末配当金33円)といたします。連結配当性向は41.0%となる見込みです。

注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

			(単位・日万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	89,933	流動負債	40,476
現金及び預金	3,882	支払手形及び買掛金	9,606
受取手形及び売掛金	23,219	リース債務	894
リース投資資産	20	未払費用	6,024
商品及び製品	30	未払法人税等	3,506
仕掛品	1,303	前受金	13,632
原材料及び貯蔵品	32		364
前渡金	14,063		71
預け金	46,272	資産除去債務	
その他	1,113	その他	6,376
貸倒引当金	△3	固定負債	2,240
固定資産	18,255	リース債務	1,062
有形固定資産	3,386	退職給付に係る負債	54
建物	1,302	資産除去債務	953
工具、器具及び備品	337	その他	170
土地 リース資産	524 1,211	負債合計	42,716
	10	(純資産の部)	•
無形固定資産	5,112	株主資本	64,925
ソフトウエア	4,081	資本金	8,180
リース資産	701	資本剰余金	15,285
その他	329	利益剰余金	41,489
投資その他の資産	9,756	自己株式	41, 4 33
投資有価証券	3,040		
関係会社長期貸付金	325	その他の包括利益累計額	527
繰延税金資産	2,709	その他有価証券評価差額金	155
敷金及び保証金	3,835	為替換算調整勘定	371
その他	173	非支配株主持分	19
貸倒引当金	△327	純資産合計	65,471
資産合計	108,188	負債・純資産合計	108,188

連結損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

科目	金	額
		112,085
売上原価		72,068
売上総利益		40,016
販売費及び一般管理費		26,280
営業利益		13,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	42	
保険配当金	20	
助成金収入	39	
投資事業組合運用益	86	
雑収入	42	230
営業外費用		
支払利息	34	
持分法による投資損失	392	
為替差損	75	
貸倒引当金繰入額	199	
雑損失	40	742
経常利益		13,224
特別損失		
投資有価証券評価損	53	53
税金等調整前当期純利益		13,171
法人税、住民税及び事業税	4,963	
法人税等調整額	△737	4,225
当期純利益		8,945
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		8,944

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

4 .1	A 4-		(単位・日万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,430	流動負債	40,612
現金及び預金	423	買掛金	10,049
受取手形	57	リース債務	135
売掛金	20,643	未払金	1,419
商品及び製品	19	未払費用	4,472
仕掛品	1,283	未払法人税等	2,742
原材料及び貯蔵品	28	未払消費税等	2,627
前渡金	12,985	前受金	12,704
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	19	預り金	6,096
預け金	46,272	受注損失引当金	365
その他	696	固定負債	1,333
固定資産	17,389	リース債務	203
有形固定資産	1,214	資産除去債務	862
建物	648	長期未払金	45
工具、器具及び備品	196	預り保証金	220
リース資産	358	負債合計	41,945
建設仮勘定	10	(純資産の部)	
無形固定資産	3,867	株主資本	57,719
ソフトウエア	3,863	資本金	8,180
リース資産	0	資本剰余金	15,285
電話加入権	3	資本準備金	15,285
投資その他の資産	12,307	利益剰余金	34,284
投資有価証券	1,537	利益準備金	160
関係会社株式	4,959	その他利益剰余金	34,123
関係会社出資金	168	別途積立金	6,200
関係会社長期貸付金	531	繰越利益剰余金	27,923
繰延税金資産	1,993	自己株式	△31
敷金及び保証金	3,517	評価・換算差額等	155
その他	99	その他有価証券評価差額金	155
貸倒引当金	△499	純資産合計	57,874
資産合計	99,820	負債・純資産合計	99,820

損益計算書 (自 2021年1月1日至 2021年12月31日)

科目	金	額
売上高		96,535
売上原価		65,117
売上総利益		31,417
販売費及び一般管理費		20,615
営業利益		10,802
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,075	
オフィス業務受託収益	149	
投資事業組合運用益	86	
雑収入	37	2,348
営業外費用		
支払利息	5	
為替差損	28	
貸倒引当金繰入額	321	
雑損失	60	415
経常利益		12,735
特別損失		
投資有価証券評価損	53	
関係会社株式評価損	763	816
税引前当期純利益		11,918
法人税、住民税及び事業税	4,023	
法人税等調整額	△669	3,353
当期純利益		8,565

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

亮司

株式会社 電通国際情報サービス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任計員

公認会計士 藤井 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 瀧浦 品平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電通国際情報サービスの2021年1月 1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益 計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、株式会社電通国際情報サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係 る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監 査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立して おり、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書 類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算 書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視 することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関す る連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明するこ とが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将 来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並 びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

株式会社 電通国際情報サービス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員公認会計士 藤井 亮 司

品 平

指定有限責任社員公認会計士 瀧浦 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電通国際情報サービスの2021 年1月1日から2021年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)につ いて監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監 **査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されてい** る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監 査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適 切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等 を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等 を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適 切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視 することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査役会が全員一致で決議した「2021年度監査役監査計画」に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役等が法令を遵守し、健全な経営が行われるよう、その職務の執行を監査しました。

(1)事業報告等に関する監査の方法及びその内容

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、また、内部監査部門及び法務部門等から定期的に報告を受け、本社及び主要な事業所において会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

内部統制システムについては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び同実施基準に準拠して作成された「内部統制の構築・運用状況チェックリスト」に基づき、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の方法のほか、取締役から「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求め、調査を行い、事業報告に記載されている親会社等との取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に関する監査の方法及びその内容

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討を加え、かつ、会計監査人の監査の方法及び結果について検討しました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
 - 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当 社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかど うかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

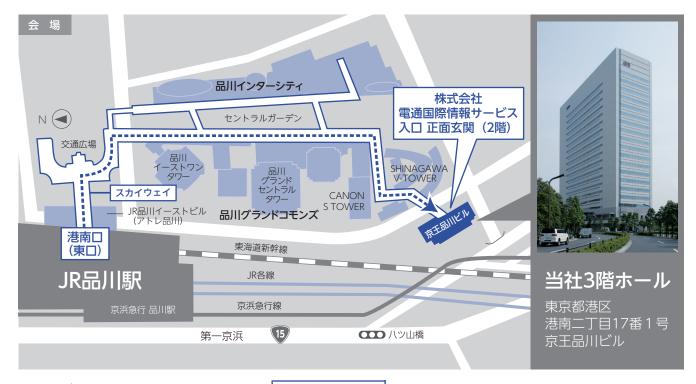
2022年2月8日

株式会社電通国際情報サービス 監査役会 常勤監査役 梅 沢 幸之助 印 常勤監査役(社外監査役) 関 □ 厚 裕 印 監査役(社外監査役) 笹 村 正 彦 印

以上

株主総会会場ご案内図

□ 時 2022年 **3**月 **23**日 (水曜日) 午前**10**時 (受付開始:午前9時)



^{交 通} JR・京浜急行 **品川駅 港南口(東口)** より徒歩約10分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

NAVITIME 出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。 スマートフォンでORコードを読み取ってください。



株主の 皆様への お願い

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。
- 株主の皆様におかれましては、書面または電磁的方法(インターネット等)により事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。
- 本株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株式会社 電通国際情報サービス



見やすいユニバーサル デザインフォントを 採用しています。



